

# 日本平滑筋学会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本平滑筋学会（Japan Society of Smooth Muscle Research）と称する。

(目的)

第2条 本会は平滑筋に関する研究の発展，知識の交流をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は年1回総会を開催し，その際に学術集会を行う。また，機関誌（Journal of Smooth Muscle Research）を発行すると同時に本会のホームページを介して事業その他の情報を無料公開する。この目的を遂行するため事務局を置く。

(事務局)

第4条 事務局の所在地は附則にて定める。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 会員は本会の目的に賛同し，本会の定める入会の手続きをへて承認され，所定の会費をおさめなければならない。会員は本会の事業に参加する権利を有する。

(入会)

第6条 本会に入会する場合は，所定の入会手続きを行い，理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会費は年額 8,000 円とする。

第8条 70 歳以上の会員は会費を免除される。

(名誉会員)

第9条 70 歳以上の評議員経験者は理事会および評議委員会の議を経て，理事長が名誉会員として推戴する。

(退会)

第10条 退会する場合は，理事長に届け出なければならない。

(除名)

第 11 条 つぎの場合は理事長が除名することができる。

(イ) 会費を 2 回以上督促しておさめない場合。

(ロ) 本会の名誉を傷つけ、または事業を妨害した場合。

### 第 3 章 役員

(役員)

第 12 条 本会には次の役員をおく。

(イ) 理事長 (ロ) 理事 (ハ) 監事 (ニ) 評議員 (ホ) 学術集会会長 (以下会長)

(ヘ) 学術集会副会長 (以下副会長) (ト) 事務局長 (チ) 機関誌編集長

(役員の仕事)

第 13 条 理事長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

第 14 条 理事は理事会を組織し、本会の会務を執行する。

第 15 条 会長は年次学術集会の業務を行い、かつ責任を負う。

第 16 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 17 条 監事は決算および予算の施行を監査する。

第 18 条 評議員は会員を代表して第 34 条に規定する事項を審議する。

第 19 条 事務局長は理事長および会長を補佐し、本会の事務にあたる。

第 20 条 機関誌編集長は機関誌 (Journal of Smooth Muscle Research) を編集する。

(役員を選出)

第 21 条 理事長は理事の互選 (投票) により理事会にて選出される。

第 22 条 理事・監事および会長・副会長は評議員の互選 (投票) で推薦された候補者の中から評議員会の投票で選出され、理事長が委嘱する。

第 23 条 評議員は、理事・評議員から推薦された原則として会員歴 3 年以上の候補者を理事会・評議員会で審議の上、理事長が委嘱する。

第 24 条 事務局長・機関誌編集長は評議員の中から理事会の議をへて選出され、理事長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 25 条 役員の仕事は満 70 歳とする。

第 26 条 理事長の仕事は 1 期 2 年、2 期までとする。

第 27 条 会長・副会長の仕事は 1 年とする。

第 28 条 理事・監事および評議員の仕事は 1 期 4 年とし、再任をさまたげない。

## 第4章 会議

(会議)

第29条 総会は年1回理事長が招集する。

第30条 理事会は年1回以上理事長が招集する。

第31条 理事会は、臨床系理事10名程度、基礎系理事10名程度で構成され、その議決は出席理事の過半数で定める。会長、副会長、事務局長、機関誌編集長のうち理事でない者および監事2名は立会人として理事会に同席する。

第32条 理事会は代理人を認めない。

第33条 理事会議決事項のうち、第35条に規定する事項は評議員会の議をへなければいけない。

第34条 評議員会は理事長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

第35条 評議員会は次の事項を審議する。

- (イ) 会の事業計画 (ロ) 予算と決算 (ハ) 会則の変更 (ニ) 役員の選出
- (ホ) その他重要事項

第36条 評議員会の議決は参加者数の過半数をもって定める。

第37条 評議員会は代理人を認めない。

第38条 評議員会は議決事項を総会に報告し、承認を受けなければならない。

第39条 総会の承認は出席全員の過半数をもって定める。

## 第5章 学術集会

(学術集会)

第40条 原則として、年1回学術集会を開催し、開催地、会場、期日、運営に関しては会長に一任する。

## 第6章 補足

(委員会)

第41条 理事長は理事会の議をへて、各種委員会を設置し、委員を委嘱することができる。

(会則の変更)

第42条 会則の変更は理事会および評議員会の議決をへて、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

## 附則

事務局は 〒105-8461 東京都港区西新橋3-25-8 東京慈恵会医科大学外科学講座 内に置く。  
本会則は平成 26 年 8 月 8 日より施行する。